

# 一般社団法人 山口県介護支援専門員協会

## 会費規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会（以下「本会」という。）定款第13条の規定に基づき、本会の会費の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

### (年会費)

第2条 本会の正会員の年会費は、3,000円とする。

2. 一旦納入された年会費は、第4条の規程を除き、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

### (賛助会費)

第3条 本会の賛助会員の会費は、年間50,000円とする。

2. この会費は、寄付金として扱う。

3. 一旦納入された賛助会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

### (会費免除の基準)

第4条 自然災害等の被災により、一般社団法人日本介護支援専門員協会が定める、入会金・会費規約（入会金及び会費の減免）第4条「特段の事由により、理事会で別に定める基準により、会費及び入会金を減免することができる」に該当した者は当該年度の会費を免除する。

### (免除の申請)

第5条 会費の免除を受けようとするものは、一般社団法人日本介護支援専門員協会が定める申請書に証明する書類を添えて申請する。

### (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、本会の会費等に関して必要な細目事項を作成する必要がある場合は、理事会において別に定める。

### (改正)

第7条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

### 附 則

1. この規則は、本会の設立許可があった日から施行する。

2. この規則は、令和元年 5月18日から施行する。